

山口市地域経済活性化のための団体支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が続く中、消費の下支えを通じた生活者支援と市内経済の活性化を図ることを目的として、商店街事業者や飲食店等で構成される団体及び商工団体（以下「団体」という。）が行うプレミアム付きクーポンを発行する取組に対して、本市が交付する山口市地域経済活性化のための団体支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 山口市商店街連合会
- (2) 市内の料飲組合（市内の料飲組合が共同で事業を実施する場合に限る。）
- (3) 市内の商工団体
- (4) その他、市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 前条に定める団体が実施する山口市デジタル商品券等共通プラットフォームを利用したデジタルクーポン券を発行（プレミアム率は20%以内とする。）するものであって、市内経済への波及効果が見込まれるものとする。ただし、事務負担等の軽減が見込まれる場合には、紙によるクーポン券を発行するものも対象とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表1に定める経費のうち、市長が補助対象事業の実施に必要かつ適当と認めた経費とする。ただし、本補助金以外に国、県又は市等の公的支援（補助金等）を受けた経費については対象外とする。

(補助金の額)

第5条 市長は、補助対象団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、補助上限額は別表2のとおりとする。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象団体は、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 登記事項証明書、定款又は組合等の設立が確認できる書類の写し

- (4) 構成員名簿
- (5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象団体は、前項の補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助対象期間及び申請期間）

第7条 補助対象期間は令和7年4月1日から令和8年1月31日までとし、補助金の申請期間は令和7年3月10日から同年5月30日までとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、補助対象団体から第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当と認められない場合は、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の内容変更）

第9条 前条の規定による交付決定を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）が交付決定の内容を変更しようとする場合は、速やかに、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内で軽微な変更を行う場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容に条件を付し、又は前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ならない。

- (1) 実績報告書（別紙3）
- (2) 収支決算書（別紙4）
- (3) 補助事業の経過及び支払を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付決定団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、交付決定団体から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定団体に対し山口市地域経済活性化のための団体支援補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定団体は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、期限内に返還しなければならない。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、第8条の規定による交付決定の金額（第9条に基づく変更承認を行った場合は、変更承認の金額）の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金精算（概算）払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第14条 交付決定団体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した備品、設備等（以下「取得財産」という。）を、事業実施年度終了日以後3年間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金に係る財産処分申請書（様式第9号）により、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 交付決定団体は、補助対象事業が完了した後も取得財産を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該団体に通知するものとし、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 第6条第2項ただし書による交付申請がされたもののうち、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、交付決定団体は、山口市地域経済活性化のための団体支援補助金に係る消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第11号）により、速やかに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

（報告及び調査）

第17条 市長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定団体に対し報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年2月17日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第17条までの規定については、なお効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要となる以下の経費 ・ 報償費、旅費（講師謝金、交通費など） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費など） ・ 備品購入費、設備導入費 ・ 役務費（通信費、広告料など） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ その他必要と認める経費 ただし、以下の経費は対象外とする。 ・ 交際費、食糧費に該当する経費 ・ 汎用性の高い物品等の購入費 ・ 対象団体の管理運営にかかる経費 ・ その他補助することが適当でないと認められる経費

別表 2（第 5 条関係）補助上限額

構成員数	補助上限額
1 0 0 ～ 2 0 0	3, 0 0 0 万円
2 0 1 ～ 4 0 0	4, 0 0 0 万円
4 0 1 ～ 6 0 0	5, 0 0 0 万円
6 0 1 以上	6, 0 0 0 万円

※料飲組合が共同で実施する場合は、各団体の構成員数の合計とする。

※紙によるクーポン券の取組を行う団体については、上の表の補助上限額の 2 分の 1 の額を上限額とする。